

講座指定申請前のチェックリスト《専門実践教育訓練》 ～ パンフレット確認前にチェックしましょう ～

指定申請を希望する講座について、以下の項目に「いいえ」と回答したものが一つでもある場合は、指定を受けられま
せん。(ただし、*を付した項目は、一部例外があります。)

詳細はHPに掲載の『教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパン
フレット)』を必ず確認してください。

チェック項目	チェック欄	教育訓練施設向け パンフレット 参照頁
<教育訓練実施者として満たすべき要件>		
教育訓練実施者が、法人格を有している。*	はい ・ いいえ	p.8
教育訓練実施者が、教育訓練事業を1営業年度以上実施している。	はい ・ いいえ	p.8-9
教育訓練実施者が、受講者に対して修了証明書や領収書など給付手続きに必要な書類について適正な証明・発行を行うことができる。	はい ・ いいえ	p.12-13
<指定を希望する教育訓練(講座)に関する要件>		
(教育訓練目標、講座の実施体制等について)		
専門実践教育訓練給付指定講座資格コード表に記載のある資格・試験等を目標としている。*	はい ・ いいえ	p.13-19
【参考】専門実践教育訓練の対象講座指定要件 ①業務独占資格及び名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③専門職大学院又は外国の大学院の学位を取得するための課程 ④大学等の職業実践力育成プログラム ⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(ITSSレベル3以上又はDX推進スキル標準(ITSSレベル3以上)の資格取得を目標とする課程) ⑥第四次産業革命スキル習得講座 ⑦専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程		
修了認定基準が具体的に定められており、受講希望者に周知されている。	はい ・ いいえ	p.21-23
教育訓練を本人が受講し、修了するものであることを確実に確認でき、目標とする資格等の就職・在職率等を適切に把握するとともに、訓練効果を検証する体制が整備されている。	はい ・ いいえ	p.21-23
自社や特定の団体等に限らず広く労働者一般を対象とした講座である。	はい ・ いいえ	p.29
教育訓練経費が、すべての受講者に必須のもので必要最小限のものであり、入学科及び受講料の合計が、20,005円以上である。	はい ・ いいえ	p.29-30

[指定を希望する教育訓練(講座)に求められる実績について]		
[新規・再指定共通]		
当該講座の教育訓練目標の類型ごとに定められた実績を満たしている。 ①業務独占資格及び名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程： 受験率が80%以上、合格率が当該資格試験の合格率以上、就職・在職率が80%以上 ②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム：就職・在職率が80%以上 ③専門職大学院：就職・在職率が80%以上、機関別評価及び専門職大学院評価において認証評価結果が適合に相当する水準である*、定員充足率が60%以上 外国の大学院の学位を取得するための課程：就職・在職率が80%以上、経営管理に関する国際認証又は国家的認証を受けていること若しくはTHE世界大学ランキング又はQS世界大学ランキングで上位300位以内であること ④大学等の職業実践力育成プログラム：就職・在職率が80%以上、大学院における正規課程については就職・在職率が80%以上、定員充足率が60%以上 ⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(ITSSレベル3以上又はDX推進スキル標準(ITSSレベル3以上)の資格取得を目標とする課程)：受験率が80%以上、合格率が当該資格試験の合格率以上、就職・在職率が80%以上 ⑥第四次産業革命スキル習得講座：就職・在職率が80%以上 ⑦専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程：就職・在職率が80%以上、機関別評価及び専門職大学院評価において認証評価結果が適合に相当する水準である*、定員充足率が60%以上	はい ・ いいえ	p.24-29
指定希望手続きを行う日から遡って1年以内に、当該講座の修了者が1人以上いる。	はい ・ いいえ	p.24-26
[再指定のみ]		
前回指定適用日から再指定希望手続の受付開始日の属する月の翌月の末日までにハローワークにおいて専門実践教育訓練給付の支給実績があること。なお、支給実績がない場合、要因分析及びその改善策を提出することが必要。 -----	はい ・ いいえ	p.24-26
[訓練期間・時間について]		
当該講座の教育訓練目標の類型ごとに定められた訓練期間・時間である。 ①業務独占資格及び名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程： 1年以上3年以内かつ当該資格の取得に必要な最短の期間* (最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象) ②専門学校の職業実践専門課程等：2年 専門学校のキャリア形成促進プログラム：専門課程は1年以上2年未満、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年未満 ③専門職大学院又は外国の大学院の学位を取得するための課程：2年以内(法科大学院は3年以内) ④大学等の職業実践力育成プログラム：正規の課程は1年以上2年以内、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年以内 ⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(ITSSレベル3以上又はDX推進スキル標準(ITSSレベル3以上)の資格取得を目標とする課程)：訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内 ⑥第四次産業革命スキル習得講座：訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内 ⑦専門職大学の正規課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 専門職短期大学の正規課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	はい ・ いいえ	p.13-21

*養成課程とは、国又は地方公共団体の認可書・指定を受けて実施される、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格試験の一部免除になる課程のことをいいます。